

別記様式第8号(第10条関係)

その1	禁 止 等 命 令 書	第            号 年   月   日
	殿	印
命令を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年   月   日
上記の者に対し、ステッカー行為等の規制等に関する法律 <span style="float: right;">第5条第1項 第5条第3項</span> の規定により、 下記のとおり命令する。		
命 令 の 内 容	法第5条第1 項第1号に掲 げる事項	
	法第5条第1 項第2号に掲 げる事項	
命令の有効期間	年   月   日から   年   月   日まで	

その2

命令をする理由	
---------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、  
公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

また、処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、  
を被告として(訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。)提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、  
公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。